

日弁連委員会ニュース

両性の平等ニュース

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL.03-3590-9841 FAX03-3580-2898

No. 29 2010年10月1日

編集責任は日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会

10月号 CONTENTS	
両性の平等ニュース.....	1面
産産法制等検討委員会ニュース.....	4面
死刑を考える.....	2面
犯罪被害者支援ニュース.....	5・6面
ひまわりの中井企業センターニュース.....	3面
刑事拘禁制度改革実現本部ニュース.....	7・8面

国連女性差別撤廃委員会シモノビッチ委員の講演報告

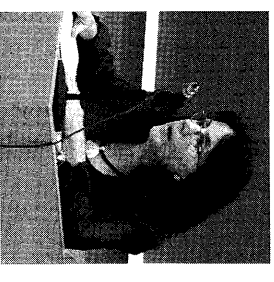
9月2日午後6時から、国連女性差別撤廃委員会委員のドラウアラカ・シモノビッチ氏の講演会が、明治大学駿河台校舎・アカデミーコモンズの会議室で開催された。シモノビッチ氏は、これまで過去2回、日本の政府報告書の審査を担当し、総括所見の採択に関わってきた方であり、女性差別撤廃条約の履行



大勢の参加者が講演に聞き入った

について日本が抱えている具体的問題について貴重なお話をいただいた。弁護士だけでなく、多くのNGOや市民団体の方も参加し、会場は大盛況で、女性差別撤廃条約に対する関心の高さがうかがわれた。講演では、まず女性差別撤廃条約の有する意義や、選択議定書の批准の重要性が説明された。女性差別撤廃条約の批准が25年を迎えた今日の日本でも、多くの女性差別が根強く残る一方で、選択議定書の批准もまだ実現していない。そのような中、実務家である私たち自身が、選択議定書の批准を視野に入れて、国内法規規を形成する同条約を可能な限り訴訟の中で主張し、活用し、その重要性を広めていくことの重要性が訴えられた。

講演の後、参加者から多くの質問も出された。多くの示唆に富むシモノビッチ氏の回答の中で、国家の役割に関する次の二つが極めて印象に残った。まず「選択的夫婦別姓が実現していないことについて、シモノビッチ氏は、国とは本来、国民に対し選択肢を提供する立場にあるはずであるのに、結婚をする



選択議定書批准の重要性を訴えるシモノビッチ委員

「ハーグ条約と日本の子の監護に関する実務」を傍聴して

セミナー

1 人権確保こそが最重要課題
欧州人権裁判所は本年7月、「いかなる条約も人権原則に適合するよう解釈しなければならない」と、ハーグ条約も子どもの権利条約などの人権条約に調和するように解釈しなければならない」とし、ハーグ条約による子どもの返還命令に基づく執行を禁じた。この判決を受けて、「日本においても、条約の締結によって女性や子どもが獲得してきた人権水準を低下させるようなことには慎重であるべきだ。返還に対する抗弁を迅速性のために制限する条約の構造は、その抗弁で自らの安全や利益を守るなければならない子どもやDV被害者に多大の犠牲を強いる」とのセミナー参加者の指摘もあった。

2 本条約には子どもや女性の権利を犠牲にする重大な懸念がある
本条約は、一方監護者の同意の不存在の一事を捉えて連帯を「不法」と断じ、子の原則返還・即時返還を命じる。ここでは、連帯の理由や子の監護状況の吟味は禁止され、子は一律に返還される。「返還義務」の例外事由は制限的に解釈運用すべきだとされ、事由の存在が認定されてもなお裁量で返還が命じられ、しばしば履行の保証がないアンダーキーリングが安全保証の口実とされる。ハーグ事案の連帯

り親の7割は母親(主たる監護親)だが、そこにどれだけのDVや虐待事案が含まれているのかや、母親・主たる監護親と引き離され返還される子の心理的・社会的負担は、考慮されない。これらについて条約事務局は統計すらとっておらず、返還後のことについては関心がないようである。セミナーに「パネリストとして参加した米国のジュエッティさんは、限られた件数ではあるが、当事者にインタビューをし、米国ではDV被害から避難したハーグ事案の半数で子どもが返還され、返還後3分の1でDVが、4分の1で子ども虐待が再発し、被害者が監護権を得たものは6分の1しかなかったこと、特に外国籍女性には裁判で大きなハンデがあることなどを、調査結果とともに報告した。仮に日本が条約を締結すれば、DVや虐待から逃れ日本に帰国した相当数の子ども達が外国に返還されることになる。

3 国内の「子連れ別居」事案への重大な影響
条約締結は、「国境を越えた子連れ別居の移動」を対象としているが、その影響は国内の子連れ別居の事例にも重大な影響を与える懸念が大きい。本条約を締結する以上、国内事案でも別居時の子どもの移動を違法とすべきであるとの議論が、既に存在する。離婚や別居に至るには様々な事情があるにも係わらず、主たる監護親が引き続き子ども同居して監護されるのが子の福祉に通うというこれまでの実務が変更される恐れがある。この問題を解決しないまま、本条約を締結することは、日本国内においても、婚姻生活における両性の平等と子の最善の利益を侵害する危険がある。

(吉田 容子・京都)

2010年度「女性の権利110番」実施報告

今年度も、2010年6月23日から29日の男女共同参画週間を中心に、全国各地の弁護士会で女性の権利110番が実施された。今年度の相談総数は848件で、昨年度よりは数十件減少した。

今年度は、女性の権利に関して、社会的に特に大きな話題となるような法改正等が見られず、相談内容としては、離婚問題等夫婦関係に関する相談が全体の約半数以上、DVに関する相談が1割弱、性犯罪、ストーカー、セクハラ、労働問題に関する相談はそれぞれ2〜数%と割合的には低いながらも確実に一定数あること等、従来とほぼ同様の内訳であった。昨今は、自治体等による女性向けの無料法律相談

も多くなっており、「女性の権利110番」の意義が以前よりは薄くなってきているのではないかと、20年続いてきたことを機にこのまま継続すべきかを改めて検討する必要があるのではないかと聞いた声もあるところもある。せっかく定着してきた「女性の権利110番」であるので、今後どうすればより有意義な機会として活かしていけるのか、何らかの発展的な変更や工夫ができる余地はないか等、今後また委員会内で検討していきたいと考えている。

